

## 伊万里市がん患者ウィッグ及び胸部補正具購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、がんになっても安心して暮らせる社会の構築に向け、がん治療に係る医療用ウィッグ及び補正具の購入に伴う経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) がんに係る医療を現に受けている者又は過去に受けていた者
- (2) 申請日において、市内に住所を有する者
- (3) 市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がない者
- (4) 当該年度において、他市町から同種の助成等を受けていない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、附属品及びケア用品は補助の対象としない。

- (1) 医療用ウィッグ（がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグをいう。）の購入に要する経費
- (2) 胸部補正具（乳房の切除に伴う補正下着、補正パッド又は人工乳房（乳房再建術によって体内に埋め込まれたものを除く。）をいう）の購入に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前項各号の経費ごとに2分の1を乗じて得た額（それぞれ2万円を上限とする。）の合計額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊万里市がん患者ウィッグ及び胸部補正具購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、第3条各号に掲げる物を購入した日の翌日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) がんと診断されたことのわかる書類
- (2) ウィッグ及び胸部補正具の購入にかかる領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、伊万里市がん患者ウィッグ及び胸部補正具購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定通知をしたときは、当該通知した日から起算して30日以内に、申請者の指定する口座へ振込みの方法により補助金を交付するものとする。

（台帳の整備）

第8条 市長は、補助金の交付状況を明らかにするため、伊万里市がん患者ウィッグ及び胸部補正具購入費補助金交付台帳（様式第3号）を備えておくものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。